# 社協会費Ｑ＆Ａ

＜令和８年度版＞

令和８年４月

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会

## 社協会費にご協力をお願いいたします。

社協では、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、地域に密着した各種の福祉活動を展開しております。これらの活動は、市民や企業・団体及び施設等の皆様からご協力いただいております会費等が支えになっております。本年度におきましても、皆様のご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## Ｑ１　社協とはどんな団体ですか。どうして会費を集めるのですか。

Ａ１　社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第１０９条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられ、各市町村に設置されています。

社協では、福祉の問題や課題に即したさまざまな事業を展開する中で、皆様の地域活動を促進するため、
法律や諸制度にない取り組み（活動）
＝ 福祉制度の狭間にある事業
を行っています。

社協の趣旨にご賛同いただける方に会員になっていただくことで、福祉のまちづくりへの参加を意思表示していただくというものです。会員加入は強制ではございませんが、趣旨をご理解いただき、ぜひ会員として、本会事業および活動に参加いただきますようお願いいたします。

**社協は“久喜市の福祉を充実する活動”を行っています。**
**会費は、“久喜市の支え合い活動のための原資”になります。**

なお、皆様にご協力いただく会費のほかにも、寄附金、市の補助金、委託金や共同募金配分金などが、現在の社協の財源となっています。

## Ｑ２　寄附とどう違いますか。

Ａ２　寄附は、それぞれの趣旨のもと、集められるものです。

一方、社協会費は、久喜市の地域福祉推進のすべてに活用できるものであり、会員の皆様の参画意識が、久喜市の地域福祉に大きく寄与するものと考えられます。

社協活動や地域福祉活動にご賛同いただき、会員として会費にご協力いただくことは、身近な福祉課題に目を向けていただく機会や、地域福祉活動に参加する一つの方法と考えています。「みんなで地域の課題を共有し」、「みんなで活動を企画し」、「みんなでお金を出し合って」、「みんなで解決に向けて実践すること」が、自分たちの地域を住みよいまちにすることにつながります。この活動は、地域住民の皆様一人ひとりに支えていただくことが必要だと考えています。このような理由から、住民の皆様に会費のご協力をお願いしています。

## Ｑ３　昨年度はどのくらいの会費が集まりましたか。

Ａ３　令和７年度の会費実績は以下のとおりです。

（令和８年３月31日現在）【単位：円】

| | 一般会員 | 賛助会員 | 法人会員 | 小　　計 |
|---|---|---|---|---|
| 久喜地区 | 9,443,700 | 364,000 | 830,000 | 10,637,700 |
| 菖蒲地区 | 3,777,200 | 24,000 | 110,000 | 3,911,200 |
| 栗橋地区 | 2,419,900 | 68,000 | 200,000 | 2,687,900 |
| 鷲宮地区 | 3,916,500 | 48,000 | 300,000 | 4,264,500 |
| 合　　計<br>（口数合計） | 19,557,300<br>（27,939口） | 504,000<br>（252口） | 1,440,000<br>（144口） | 21,501,300<br>（28,335口） |

多くの方々のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

## Ｑ４　会費はどのように使われるのですか。

Ａ４　久喜市にはたくさんの人が暮らしています。誰もが自分らしく、住み慣れた地域で、生きがいのある暮らしができるように、同じ地域のみんなで支えあい、福祉制度の狭間に対する事業遂行ができるよう、皆様の会員会費を下記のような事業に活用しています。

| |
|---|
| 福祉に関する**総合相談**を受け付けています（お気軽にご相談ください） |
| **ふれあい・いきいきサロン**を身近な地域活動として推進しています |
| 一人暮らしの方等へ**あんしんカード**を作成・配布しています |
| 子どもにも大人にも**福祉教育**を推進しています（ふくしの🌱を育てましょう） |

※会費を活用した事業は他にもあります

福祉に関する総合相談

ふれあい・いきいきサロン

あんしんカードの作成・配布

福祉教育の推進

## Ｑ５　会員になるメリットはありますか。

Ａ５　会員の方が利用できるサービスは以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 紙おむつを配付します | 非課税世帯で要介護 1、2 の方等を対象に、1 か月 2,700 円分の紙おむつを配付します。 |
| 赤ちゃん誕生祝券を差し上げます（対象：1 歳未満） | 赤ちゃんが誕生した世帯を対象に、2,500 円分のお祝い券を差し上げます。 |
| 災害見舞金を支給します | 火災や気象災害等で、自宅が概ね半焼・半壊以上の被害を受けた際に、見舞金を支給します。 |
| ふれあい食事サービスが利用できます（自己負担：1 食 300 円） | ひとり暮らし高齢者等を対象に、ボランティアによる手作りのお弁当を自宅へ配達します。（栗橋・鷲宮地区） |
| 車いすのまま乗れる車を貸し出します | 歩行が困難な方を対象に、通院や外出の際に福祉車両を貸し出します。 |
| イベント用備品（テント等）を貸し出します | 行政区・自治会等の団体を対象に、無料で貸し出します。 |

※利用を希望される場合、地域限定のサービスなど、それぞれ対象要件があります。
本会ホームページをご覧いただくか、お気軽にお問合せください。

ホームページ

本会ホームページはこちらから閲覧できます　☛☛☛

## Q6 なぜ、行政区や自治会に会費のとりまとめ・納入の協力をお願いするのですか。

Ａ６　私たち社協では、日頃から関係する方々と顔の見える関係が大切と考えております。地域福祉の充実は、私たちだけでなく地域の方々と一緒に考えていく必要があり、地域福祉を推進する一番身近な組織として行政区があると思っていますので、その行政区と会費だけでなく様々な面で連携することがとても重要なことだと考えています。会費をひとり一人に直接会費のお願いをすることは難しいため、区長さんをはじめ、役員さんや班長さんにご理解をいただき取りまとめをお願いしております。

毎年、多くの方に会費のご協力をいただけるのは、地域の皆様のお力添えのおかげです。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## Ｑ７　各家庭に会費の協力をお願いする際は、どのようにすればよいですか。

Ａ７　住民の皆様向けに会員募集のチラシを用意していますので、それを示して、例えば「会費はこのように活用され、地域福祉の推進に役立っていますので、今年も是非ご協力をお願いします。」とお話していただくのが一般的なお願いの方法です。

なお、会費のご協力は、社協の活動にご理解をいただける方にお願いをするもので、強制ではありませんが、皆様のご理解をお願いいたします。

## Ｑ８　行政区や自治会の予算から会費に協力をしてもよいですか。

Ａ８　行政区や自治会が社協の趣旨に賛同して会費を納入することについて、問題はありません。ただし、会員の加入はあくまでも任意ですので、総会等で住民の皆様へご説明の上、会費の納入についての合意形成と意思決定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

また、その際には、可能な範囲で、１世帯あたり７００円に相当する額を予算化していただければ幸いです。

## Ｑ９　社協の職員に説明してもらうことはできますか。

Ａ９　会費に関することだけでなく、社協の事業やボランティア活動、介護保険に関することなど、「社協の出前講座」として職員を派遣します。

事前にご連絡いただければ、土曜日や日曜日、夜の時間帯でもお伺いできますので、お気軽にご相談ください。

**【問合せ】社会福祉法人久喜市社会福祉協議会**
本　　所　久喜市青毛７５３－１（ふれあいセンター久喜内）
電　話　０４８０－２３－２５２６　　ＦＡＸ　０４８０－２４－１７６１
菖蒲支所　久喜市菖蒲町新堀３８（菖蒲行政センター内）
電　話　０４８０－８５－８１３１　　ＦＡＸ　０４８０－８５－８８０８
栗橋支所　久喜市間鎌２５１－１（栗橋行政センター内）
電　話　０４８０－５２－７８３５　　ＦＡＸ　０４８０－５２－７８０４
鷲宮支所　久喜市鷲宮６－１－１（鷲宮行政センター内）
電　話　０４８０－５８－９１３１　　ＦＡＸ　０４８０－５８－７２００